

つつじが丘・春日丘自治協議会 会則

2026年(令和8年)改正版

つつじが丘・春日丘自治協議会

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1条 本会は、つつじが丘・春日丘自治協議会(以下「協議会」という)と称し、事務所をつつじが丘市民センター(以下「市民センター」という。名張市つつじが丘北5番町73番地2)内に置く。

(目 的)

第 2条 協議会は、「名張市地域づくり組織条例」に基づく、つつじが丘・春日丘地域の包括的自治組織として同条例に定める事業、及び「名張市市民センター条例」に基づく、市民センターの指定管理者として同条例で定める事業(以下「受託事業」という)により、住みよい安心なまちづくりを行うことを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第 3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、住みよいまちづくりに貢献している他の機関、団体との連携を密にし、次の事業に積極的に取り組むものとする。
状況により、名張市行政と協定等に関する活動も併せて取り組むものとする。
なお、事業の詳細は細則に記す。
(1) 地域の文化、環境及び健康福祉の向上に関する事項
(2) 地域の防災・防犯その他生活安全の確保に関する事項
(3) 地域の子ども育成に関する事項
(4) 地域の各種団体等の事業の後援・協働に関する事項
2 名張市との協定書により受託した市民センター指定管理業務をおこなう。
3 名張市行政との協定及び契約条件の変更又は解約については、運営委員会の承認を得るものとする。

第3章 組 織

(組織構成)

第 4条 協議会は、つつじが丘地区と春日丘地区(以下「両地区」という)の基礎的コミュニティ代表者、市民センター、生活支援センター、南中学校区運営協議会(以下「CS」という)及び子ども育成委員会で組織する。
2 協議会は、各団体の代表を運営役員(以下「役員」という)とし、役員会として運営委員会を設ける。
3 協議会は事業推進のため、各種の委員会等を設置することが出来る。

(役 員)

第 5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会 長	1名
(2) 副 会 長	2名
(3) 両地区基礎的コミュニティ代表者	18名
(4) 市民センター長	1名
(5) 生活支援センター長	1名
(6) CS代表(南中学校区学校運営協議会)	1名
(7) 子ども育成委員会代表	1名
(8) 事務局長	1名
(9) 会計(18名の基礎的コミュニティ代表者互選又は事務局長兼務可)	1名

(役員の任務)

- 第 6条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時は、その会務を代行する。
 - 3 事務局長は、会長の指揮を受け関係機関・団体に名張市地域交付金の配分を行い、協議会会議録の作製・保管のほか、文章処理を行う。
 - 4 基礎的コミュニティ代表者は、協議会の会務を執行する。
 - 5 会計は、協議会の会計に関する全ての業務を行う。

(役員の選出)

- 第 7条 協議会の役員は、両地区基礎的コミュニティ代表者、市民センター長、生活支援センター長、CS代表と子ども育成委員会代表とする。
- 2 協議会会長は、両地区基礎的コミュニティ代表者の互選により選出し副会長はつつじが丘基礎的コミュニティ代表者の互選による選出者1名と春日丘自治会会長とする。
 - 3 市民センター長の選出は、協議会の推薦、又は両地区より公募により協議会にて決定するものとする。(応募者は様式-1用紙をもって申込む)
 - 4 生活支援センター長の選出は、「生活支援センター規定」による。
 - 5 CS代表は、CS運営委員会にて学校長が決定する。
 - 6 子ども育成委員会の代表は、運営委員会で互選により決定する。

(役員の任期)

- 第 8条 役員の任期は、それぞれが所属する団体の定めるところによるものとする。
- 任期途中で役員の欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 会長は4月1日から任期 1年とし、再任は妨げない。

(事務局の設置と任務)

- 第 9条 協議会に事務局を設置し、事務局長を配置してその任にあたるものとする。
- 2 事務局長の選出は、協議会の推薦によるものとする。
 - 3 事務局長の任期は、第8条(役員の任期)に定めるところに準拠するものとする。
 - 4 事務局長は、会長を補佐し運営委員会の会務を担当する。

(活動費・報酬)

- 第 10条 基礎的コミュニティ代表者及び事務局長は、協議会の活動費を受取ることができる。
- 2 任期途中で役員が退任した場合の残任期間の活動費は返還しなければならない。
 - 3 市民センター長の報酬は、指定管理料より支給し、金額は運営委員会で定める。

第4章 会 議

(会議)

- 第 11条 協議会の会議は、総会、運営委員会、市民センター管理運営委員会、各種委員会とする。
- 2 会長は、協議会の会議を開催するにあたり、必要と認めるときは、役員以外の者に参加を求め、その意見を聞くことができる。但し、この場合議決権を与えることはできない。
 - 3 各会議の議長は会議別に定める。

(総会)

- 第 12条 総会は、協議会役員および協力団体代表(細則に記載)(以下協議会委員という)をもって行い、最高議決機関とする。
- 2 定時総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は協議会委員の過半数からの要請があった場合に会長が招集する。
 - 4 総会は、協議会委員の過半数(委任状提出者を含む)の出席がなければ開くことが出来ない。
 - 5 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 総会の議長は、役員の中から選出する。
 - 7 総会の議決事項は、第13条運営委員会で定める事項について議決する。
 - 8 総会の議事は、議事録を作成し保管しなければならない。
 - 9 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。但し自筆署名の場合はこの限りではない。
 - 10 通常総会が開催できない場合は、郵送による書面決議ができ、協議会委員の過半数の投票をもって成立し、投票数の過半数の賛成を得て決議する。

(運営委員会)

- 第 13条 運営委員会は次の目的を遂行するために開催する。
- (1)第2条(目的)に定める事業の推進。
 - (2)両地区で承認された事業計画書及び予算申請書等の統合版の作成等。
 - (3)両自治会の統合事業実績報告書(収支決算書を含む)の作成。
 - (4)名張市地域づくり代表者会議(中間事業報告会を含む)関連業務。
 - (5)その他両地区合同で処理しなければならない事項の調整。
 - (6)名張市及び名張市社会福祉協議会等との連携を保つための業務。
 - (7)委託事業の事業計画、収支予算案、事業実績、収支決算、管理運営に係わる事項。
 - (8)規約・細則の制定・改廃に関する事項。
- 2 会議は、第5条(役員)及び第11条第2項の者で構成し、会長が招集する会議録はその都度作製し、両地区いずれかの地区から開示要求の有るときは、開示しなければならない。

(各種委員会)

- 第 14条 協議会は、事業推進のため、各種の委員会等を設置することができる。
- 2 協議会の下に常任の委員会を設置することにより、両地区の共通認識による課題解決に向け、長期間に及ぶ活動を行い、住民の福利・福祉に貢献する。
 - 3 各種委員会の活動及び運営組織、その他必要な事項は運営委員会にて定める。

第5章 会 計

(会計)

- 第 15条 協議会の会計は、「名張市地域づくり組織における会計処理要領」に従い、ゆめづくり地域交付金および市民センター指定管理料の運用および会計処理を適正に行う。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 会計年度において決算余剰金が生じたときは、翌年度に名張市に返納しなければならない。

(会計監査)

- 第 16条 会計監査は、協議会の定めるところとする。
- (1) 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。
 - (2) 監査員は、両地区の中から選出し運営委員会において決定する。また監査員は役員を兼ねることができない。
 - (3) 市民センター委託事業に係わる業務監査・会計監査は、別に定める市民センター管理運営委員会会則に基づく。

第6章 会則の改廃

(会則の改廃)

- 第 17条 本会則の改廃は、総会において出席者の過半数の同意を得たうえで決定されなければならない。
- 2 本会則に基づく細則は、運営委員会において審議・決定出来る。
 - 3 前項の場合に於いては、次の総会で報告しなければ成らない。

【以 上】

(附則)

- 1 この規約は、2009年4月1日から施行する。(平成21年)
- 2 この規約は、2011年4月1日より改正する。(平成23年)
- 3 この規約は、2012年6月2日(平成24年)に改正し、同年4月1日より遡及し適用する。
- 4 この規約は、2013年2月2日より改正する。(平成25年)
- 5 この規約は、2014年3月1日より改正する。(平成26年)
- 6 この規約は、2017年11月4日(平成29年)に改正し、2018年4月1日(平成30年)より遡及し適用する。
- 7 この規約は、2018年4月7日(平成30年)に改正し、同年4月1日より遡及し適用する。
- 8 この規約は、2021年3月6日(令和3年)に改正し、同年4月1日より遡及し適用する。
- 9 この会則は、2026年4月26日(令和8年)に改正し、同年4月1日より遡及し適用する。同つつじが丘・春日丘自治協議会「規約」呼称を「会則」に改正する。

【以 上】

【細 則】

つつじが丘・春日丘自治協議会 細則

則 1条 この細則は、つつじが丘・春日丘自治協議会(以下「協議会」という)の会則を補足する事項を定める。

則 2条 会則第2章第3条に規定する事業の詳細を定める。

- 1 地域の文化、環境及び健康福祉の向上に関する事項
 - (1) 空地、空き家、名張クリーン大作戦、つつじが丘一斉清掃等各地域の環境に関する諸事業
 - (2) 地域の健康福祉に関する事業(以下細目)
 - ・ず〜っと元気教室・ウォーキング・特定健康診断・特定健康診断結果報告
 - ・食中毒予防研修会・健康フェスタ・集団がん検診・オレンジモア
 - ・介護関連講演会等
 - (3) つつじが丘祭り(人的協力支援)
 - (4) 春日丘地区夏祭り
- 2 地域の防災・防犯その他生活安全の確保に関する事項
 - (1) 防災講演会(多種)、防災訓練、避難訓練、救命講習会、青パトの運行
 - (2) その他生活に関連する諸事項
- 3 地域の子ども育成に関する事項
 - (1) 子どもフェスタ、挨拶運動推進、交通標語掲示、「地域を良くするPJ」活動、プログラミング授業、放課後児童教室、人権講演会支援、命の授業支援、小中幼PTA支援
- 4 地域の各種団体等の事業の後援・協働に関する事項
 - (1) おじゃまる事業支援(未就学児、母親の交流・赤ちゃんスマイル・おにぎりクラブ)
 - (2) 生活支援センターへの事業支援(は〜とバス運行)
 - (3) 民生委員、児童委員協議会への支援
 - (4) 高齢者見守り事業支援(南北サロンカレ-亭)
 - (5) 放課後児童クラブ(クリスタルジュニア-)事業支援
 - (6) その他地域諸活動事業(紙芝居・オレンジ夢. etc)
 - (7) スポーツ少年団への事業支援
 - (8) 今後地域活動事業として登録認定された団体

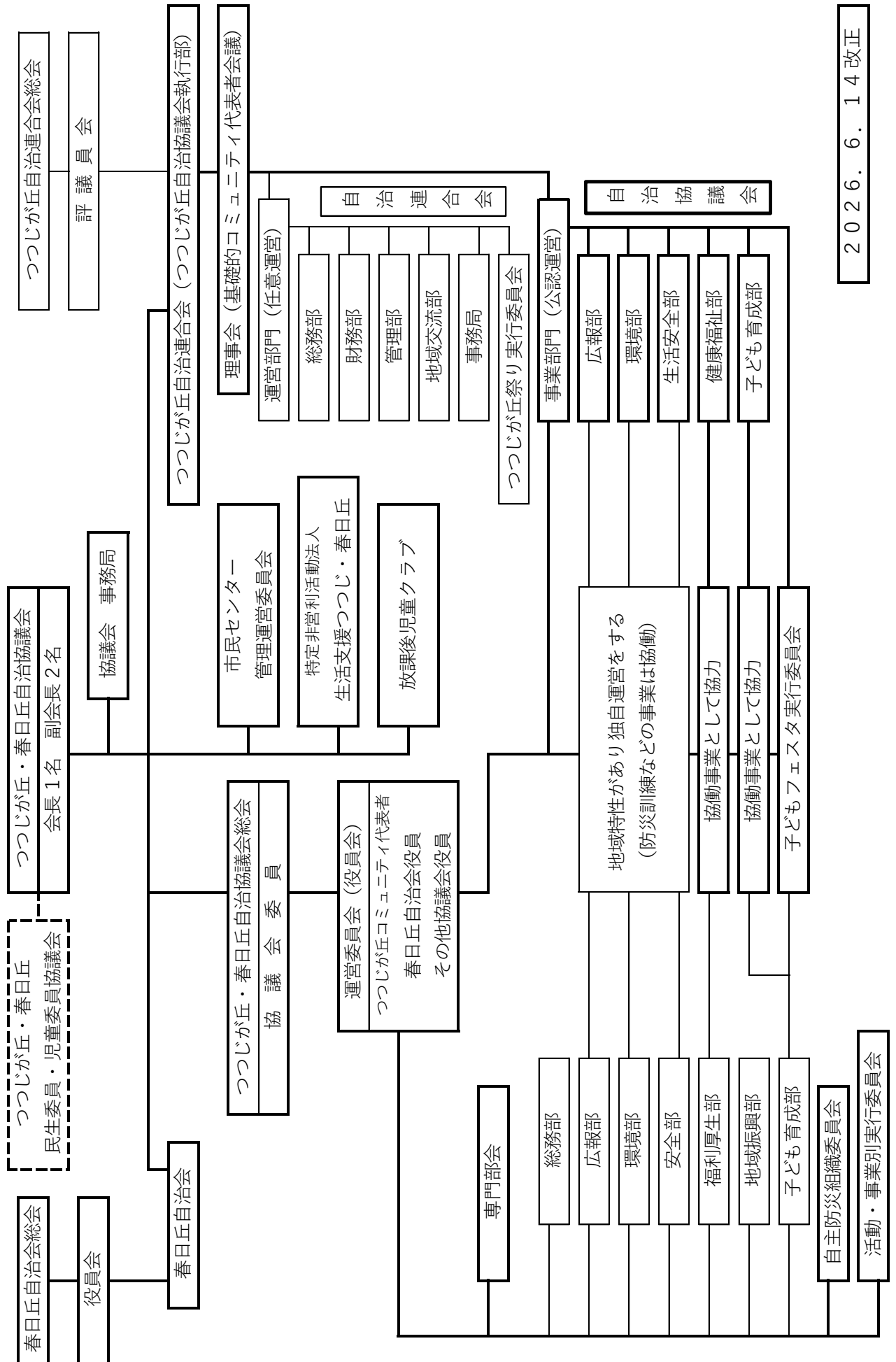
則 3条 会則第2章第3条 第4章第12条に規定する協力団体の詳細を定める。

- (1) おじゃまる広場事業代表者
- (2) 子ども通学交通支援団体代表者(コアラ)
- (3) 南北サロンカレ-亭代表者
- (4) 民生委員・児童員代表者
- (5) その他地域活動事業代表者(紙芝居「ひこう船」・オレンジ夢リレーチーム)

(附則)

- 1 この細則は、2026年4月26日(令和8年)に制定し、2026年4月1日(令和8年)より遡及し適用する。

図 組織地区新組



2026. 6. 14改正